

平成17年度の雇用保険三事業による事業の目標設定について

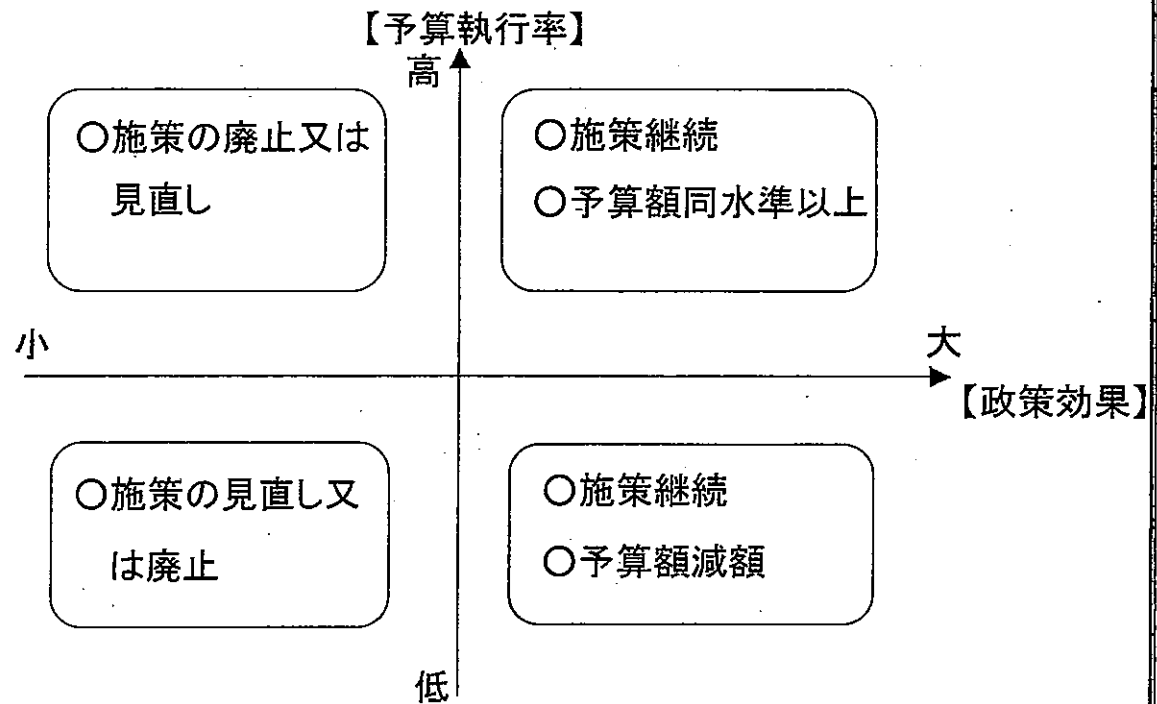
雇用保険三事業の目標管理サイクルの確立

目標管理の徹底

- 目標設定(P)→事業の実施(D)→評価(C)→見直し(A)→目標設定(P)・・・というPDCAサイクルの構築、徹底。
- 16年度は80事業に目標設定。17年度は評価対象事業を倍増(152事業)、より適切な成果目標の設定。
- 16年度事業の評価を踏まえ、事業の見直しを図り、平成18年度予算要求に適切に反映

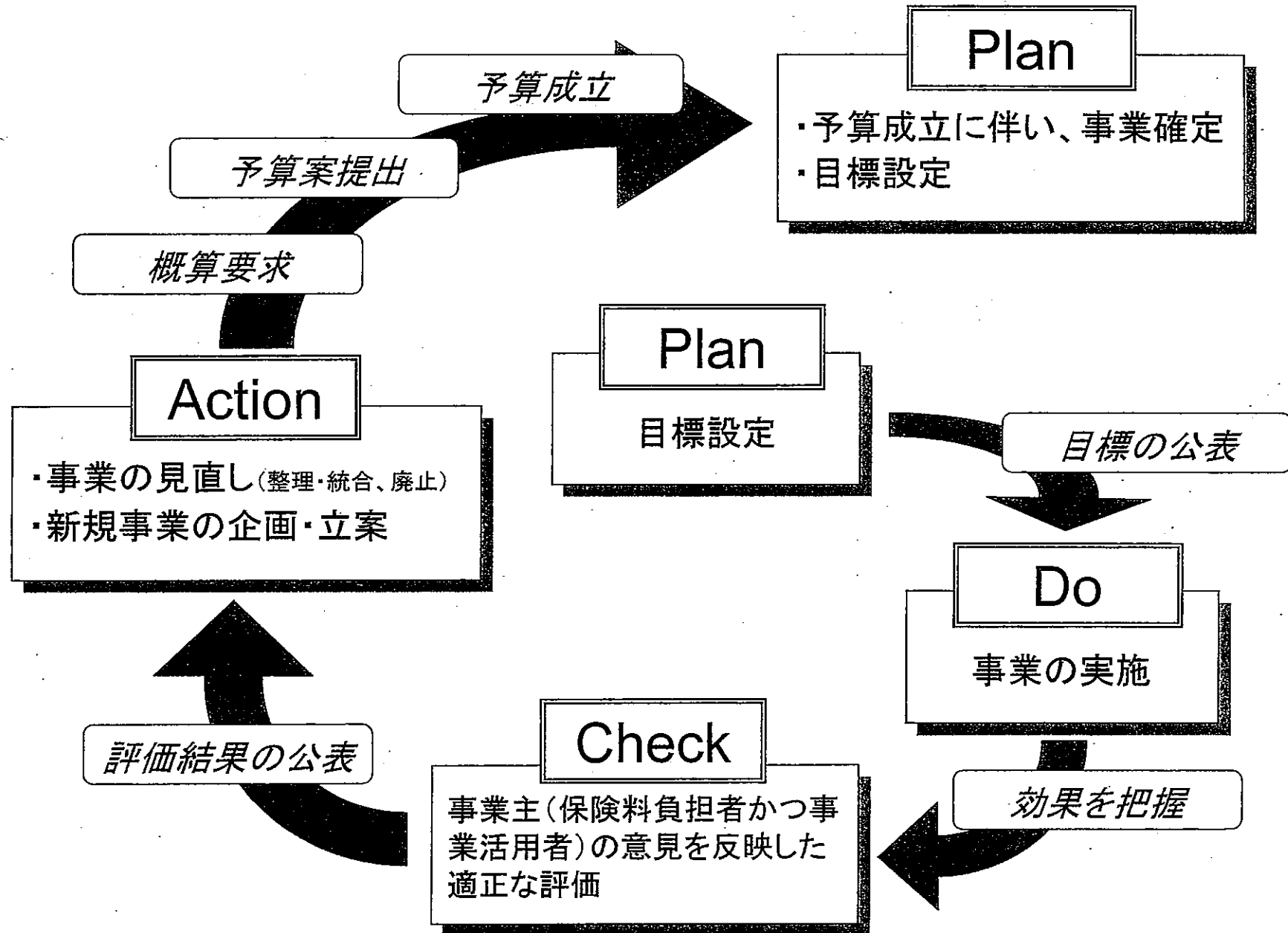
<基本的な考え方>

施策の「質」と「量」を併せて評価



説明責任の徹底、透明で効率的・効果的な事業運営

雇用保険三事業の目標管理サイクル



平成17年度の雇用保険三事業目標設定のポイント

基本方針

- ① 「目標設定→事業実施→事業評価→事業の見直し」という各事業ごとの目標管理の徹底
(単なる目標設定ではなく、事業の見直し等につなげるための仕組みへ)
- ② 評価対象事業の拡大(より多くの事業を目標設定の対象に)
- ③ より適切な目標の設定(「どれだけ役に立ったか」という視点に立った目標へ)

評価対象事業の拡大・見直し

- 152事業(平成16年度の80事業の約2倍)について目標設定。
 - ・原則として全ての事業について目標設定。
- 原則としてアウトカム目標の設定。
 - ・成果目標の割合; 約8割(16年度)→約9割(17年度)
- 評価対象事業に係る予算額割合の増。
 - ・約5割(16年度)→約9割(17年度)

目標管理の徹底

- 平成16年度の評価対象事業の実績及び事業評価を公表。
 - ・17年6月を目途に公表。
- 評価を踏まえた事業の見直し等適切な対応。
 - ・廃止も含めた事業の見直しを図り、平成18年度予算要求に適切に反映させる。また、必要に応じ平成17年度目標の修正も行う。

平成17年度雇用保険三事業の目標設定例

就職率、常用移行率等を目標とするもの

- 就職支援ナビゲーターによる再就職支援プログラムの実施
 - ・プログラム開始者数 7万人以上
 - ・就職率 70%以上
- 再就職プランナーによる早期再就職支援
 - ・就職実現プラン作成件数 12万件以上
 - ・就職率 50%以上
- 若年者試行雇用奨励金
 - ・トライアル雇用開始者数 6万人
 - ・常用移行率 80%以上

利用者と利用しなかった者を比べるもの

- 雇用調整助成金
 - ・利用事業所の事業主都合離職割合が、利用しなかった事業所の事業主都合離職割合以下
 - ・利用事業所の保険関係消滅割合が、非利用事業所の同時期における保険関係消滅割合の10分の1以下

雇用の創出効果を設定するもの

- 受給資格者創業支援助成金
 - ・支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年後に、雇用している労働者数の平均 2人以上
- 高年齢者等共同就業機会創出助成金
 - ・法人の新設による就業者創出数 平均7人以上
 - ・事業開始から1年経過後の事業継続率 90%

ユーザー評価を行うもの

- ジョブパスポート事業(無償の労働体験等を通じた就職力の強化)
 - ・利用者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上
- 緊急サポートネットワーク事業
 - ・利用者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上

平成17年度の雇用保険三事業による事業の目標設定について

平成17年4月

雇用保険三事業（雇用安定事業、能力開発事業、雇用福祉事業）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条から第65条までの規定に基づき、失業の予防、早期再就職の促進、雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上等を図ることを目的とする事業であるが、この役割を一層的確に果たせるよう、事業をより効率的・効果的に実施していくことが求められている。

このため、平成16年度から、各事業の性格を踏まえ、目標を設定するとともに年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとしているが、平成17年度においては以下のような方針に基づき目標管理を行うこととする。

なお、評価に当たっては、単に目標の達成・不達成のみを機械的に評価するのではなく、社会経済情勢、雇用情勢の変動等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい効果も十分に勘案しながら、適正に行う。

基本方針

- ① 「目標設定→事業実施→事業評価→事業の見直し」という各事業ごとの目標管理の徹底
(単なる目標設定ではなく、事業の見直し等につなげるための仕組みへ)
- ② 評価対象事業の拡大 (より多くの事業を目標設定の対象に)
- ③ より適切な目標の設定 (「どれだけ役に立ったか」という視点に立った目標へ)

評価対象事業の拡大・見直し

- 152事業 (平成16年度の80事業の約2倍) について目標設定。
・原則として全ての事業について目標設定。
- 原則としてアウトカム目標の設定。
成果目標の割合; 約8割 (16年度) → 約9割 (17年度)
- 評価対象事業に係る予算額割合の増。
約5割 (16年度) → 約9割 (17年度)

目標管理の徹底

- 平成16年度の評価対象事業の実績及び事業評価を公表。
17年6月を目途に公表。
- 評価を踏まえた事業の見直し等適切な対応。
廃止も含めた事業の見直しを図り、平成18年度予算要求に適切に反映させる。また、必要に応じ平成17年度目標の修正も行う。

評価施策体系

I 職業安定局関係

1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化

ミスマッチ解消に向けた失業者の早期再就職を一層強力に促進するため、公共職業安定機関等における需給調整機能を強化する。

2 雇用機会の創出・雇用の安定

(1) 中小企業における雇用機会の創出等

中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置の積極的活用等により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善等を図る。

(2) 地域における雇用機会の創出等

雇用機会が不足している地域、高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域等の雇用開発を促進し、地域の実情に即した雇用機会の創出等を図る。

(3) 雇用の維持・安定

事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図り、失業者の発生を予防する。

(4) 円滑な労働移動の促進

雇用調整を予定している企業の動向の把握に努め、再就職援助計画作成が適切に行われるよう指導すること等により在職中からの計画的な再就職支援を促進し、できる限り失業を経ない労働移動の促進を図る。

(5) 産業の特性に応じた雇用の安定

建設労働者、港湾労働者及び介護労働者の雇用の改善等を推進するほか、林業における雇用管理改善、農林業等への就職促進を図る。

3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進

(1) 高齢者の雇用の促進

事業主に対する指導・援助の推進により 65 歳までの雇用の確保を促進するほか、中高年齢者の再就職の促進等を図る。

(2) 障害者の雇用の促進

「重点施策実施5か年計画」(平成 14 年 12 月障害者施策推進本部決定)に掲げられた平成 20 年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数 60 万人との目標等を踏まえ、障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて就職の促進を図る。

(3) 若年者の雇用の促進

「若者自立・挑戦プラン」(平成 15 年 6 月若者自立・挑戦戦略会議決定)に掲げられた当面 3 年間で若年失業者等の増加傾向を転換するとの目標を踏まえ、若年者の円滑な就職を図るとともに、職業意識の啓発を図る。

(4) 就職困難者等の雇用の安定・促進

年齢等によるミスマッチの解消を通じ、就職困難者等の円滑な就職を図る。

(5) 被保険者の福祉の増進

小規模事業所における雇用保険関係手続の円滑な処理の促進を図る。

II 職業能力開発局関係

1 キャリア形成支援システムの整備

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、事業主が能力開発の目標及び内容を明確にし、それを労働者に周知した上で職業訓練を行うこと等を支援する。

2 職業能力開発情報の提供体制の充実

労働者のキャリア形成に資する職業能力開発情報を提供する体制の充実を図る。

3 職業能力評価システムの整備

職務に必要な専門的知識の全体像を体系化する。

4 多様な訓練機会の確保

職業能力開発に必要な多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図る。

5 若年者の職業能力開発の推進

「若年自立・挑戦プラン」を踏まえ、若年者に対するキャリア形成支援を総合的に行う。

Ⅲ 雇用均等・児童家庭局関係

働く女性が性別により差別されることなくその能力を十分に発揮できるとともに、男女が育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備する。

Ⅳ 労働基準局関係

財産形成の促進、中小企業における退職金制度の普及促進等を通じ、勤労者生活の充実を図る。

Ⅴ 政策統括官（労働担当）関係

内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等を推進する。

Ⅵ 地方課関係

個別労使紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図る。

I 職業安定局関係

1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化

ミスマッチ解消に向けた失業者の早期再就職を一層強力に促進するため、公共職業安定機関等における需給調整機能を強化する。
このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成 17 年度は同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
早期再就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）による再就職支援プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム開始者数 7 万人以上 ・就職率 70 % 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム開始者数 7 万人以上 ・プログラム対象者の就職率 7 割程度以上
「再就職プランナー」による早期再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就職実現プラン作成件数 12 万件以上 ・就職率 50 % 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職実現プラン作成件数 5 万件以上
未充足求人相談員等による未充足求人对策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・受理後 3 週間経過しても未充足求人となっている求人を出している事業主に対する何らかの働きかけの実施 全数 	<ul style="list-style-type: none"> ・受理後 3 週間経過しても未充足求人となっている求人を出している事業主に対する何らかの働きかけの実施 全数
業種・職種間ミスマッチ事業（新）	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局ごとに、求人数の増減にかかわらず、常に求人倍率が高い業種・職種で、再就職を検討している求職者に対する集団セミナー等を業界別アドバイザーが 1 人あたり年 12 回ずつ開催する。 ・各労働局が設定した重点業種（職種）の充足に係る目標を設定し、達成する。 	
しごと情報ネットの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・しごと情報ネットへの 1 日平均アクセス件数 85 万件以上 	—

	・参加機関数 4,500 機関以上	
官民交流会の実施（新）	・国・地方公共団体・民間職業紹介機関による交流会参加者に対するアンケート調査により、参加者の 80 %以上の者から、「役に立った」旨の評価を得る。	
失業給付受給者等の就職援助対策（就職支援セミナーの開催等）	・受給資格者のうち早期に就職した者（所定給付日数の3分の2以上を残して就職）の比率 15 %以上	—
人材銀行の運営	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—
ハローワーク情報プラザの運営	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—
大都市圏就職サポートセンターの運営	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—
パートバンクの運営	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—
パートサテライトの運営	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—
両立支援事業の推進	・公共職業安定所の求職者の就職率 32 %以上	—

<p>キャリア・コンサルティング事業 (新)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・コンサルティング実施者数 1人1日5人以上 ・公共職業安定所の求職者の就職率 32%以上 	
<p>職業紹介事業指導援助事業 (職業紹介事業者に対する研修等の実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次の目標の達成等により、職業紹介事業者による事業の適正かつ効果的な実施を図る。 ① 職業紹介事業従事者研修会の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 ② 職業紹介責任者講習会の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 	-
<p>労働者派遣事業雇用管理等援助事業 (派遣事業者に対する研修等の実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次の目標の達成等により、派遣元事業主による派遣事業の適正かつ効果的な実施を図る。 ① 派遣先に対する講習の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 ② 派遣元事業主に対する雇用管理研修の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 ③ 派遣元責任者講習の受講者から、「役に立った」旨の評価を受ける割合 80%以上 	-

2 雇用機会の創出・雇用の安定

(1) 中小企業における雇用機会の創出等

中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置の積極的活用等により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善等を図る。
このため、次表左欄の事業を実施するが、これらの事業については、平成17年度は、同表中欄の指標を具体的目標とする。

	平成 17 年度目標設定	(参考) 平成 16 年度目標設定
中小企業人材確保支援助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業雇用管理改善助成金 ・ 中小企業基盤人材確保助成金 ・ 中小企業人材確保推進事業助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業雇用管理改善助成金：同助成金の支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均 11%以下 ・ 中小企業基盤人材確保助成金：「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。） 2人以上 ・ 中小企業人材確保推進事業助成金：雇用管理改善事業実施前と比較して本助成金の支給を受けた事業協同組合等における雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者の割合の平均 80%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業雇用管理改善助成金：同助成金の支給に係る環境整備事業又は職業相談者配置事業に取り組む事業所の自己都合による離職率の平均 11%程度（平成 14 年度における中小企業（5 ～ 29 人規模）の自己都合による離職率の平均）以下 ・ 中小企業基盤人材確保助成金：「新分野進出等基盤人材確保実施計画」開始日から最終の第2期支給申請日の1年経過後までの1事業所当たりの雇用増加数（基盤人材を除く。） 2人程度（平成 13 年度及び平成 14 年度における中小企業雇用創出人材確保助成金（平成 15 年 6 月廃止。本助成金の前身。）の実績）以上（※平成 15 年 6 月に創設した助成金であることから、評価が可能となるのは平成 17 年度以降となる。） ・ 中小企業人材確保推進事業助成金：雇用管理改善事業実施前と比較して雇用管理の改善が図られたとする構成中小企業者が半数以上である事業協同組合等の割合 80%以上
高年齢者等共同就業機会創出助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の新設による就業者創出数 平均7人以上 ・ 事業開始から1年経過後の事業継続率（具体的には、法人新設時点から1年以上経過した後） 90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の新設による就業者創出数 平均7人程度（平成 14 年度実績）以上 ・ 事業開始から1年経過後の事業継続率（具体的には、計画申請時点から1年以上経過した後） 90%程度（平成 13 年度支給対象事業所の実績）以上
受給資格者創業支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 	-

	<ul style="list-style-type: none"> ・支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 90%以上 	
<p>中小企業の経営基盤の強化に資する人材に係る求人情報の効果的収集・提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営基盤の強化に資する人材に係る求人情報の登録期間が終了した際（その後継続して登録する場合を除く。）に、アンケート調査を実施し、80%以上の者から基盤人材の確保に役立った旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営基盤の強化に資する人材に係る求人情報の登録終了時に、アンケート調査を実施し、80%以上の者から基盤人材の確保に役立った旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月）
<p>「雇用創出セミナー」の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から「役に立った」旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から役に立った旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月）
<p>「出会いの場」の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から「役に立った」旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から役に立った旨の評価が得られるようにする。（※独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標：対象期間平成16年3月～平成20年3月）
<p>雇用・労務相談コーナーの運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から「役に立った」旨の評価が得られるようにする。 	—
<p>雇用対策推進協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共職業安定所において協議会を年3回開催 	—